

一部の申請について、申請の期限が延長されました！

令和5年度業務改善助成金 申請期限のご案内

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

この度、一部の申請について、**申請期限を延長**しました。（延長されない申請もございますので、ご注意ください。）

ポイント

～賃金引上げ計画を立てて申請される方～
申請期限が延長されます！

～賃金引上げ後に申請される方～
令和6年1月31日で受付終了です。

賃金引上げ計画を立てて申請される方

要綱4条1項
一号アの申請
を行う場合



申請期限が**令和6年3月31日**
に延長されます！

賃金引上げ後に申請される方（※1）

要綱4条1項
一号イの申請
を行う場合



（※1）事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者のみが対象。

申請期限は**令和6年1月31日**までです。
（申請の受付は終了しました。）

申請に当たっての注意ポイント

令和6年2月1日以降に申請される方

事業完了期限を**令和6年4月1日から令和7年2月28日**までの期間で設定いただきます。

この間に設定いただくと、令和6年4月1日以降に交付決定がなされます（※2）。
交付決定前（令和6年3月31日まで）に設備導入をすると助成対象外となりますので、ご注意ください。

（※2）令和6年度の予算成立等を前提とします。

ご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は**徳島労働局 雇用環境・均等室**です
住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階

【ワストップ相談窓口】徳島働き方改革推進支援センター 電話番号：0120-967-951（受付時間 平日9:00～17:00）